年会費軽減措置申請書

日本学校ソーシャルワーク学会　御中

　激甚災害に指定された災害で被災しましたので、年会費の軽減措置を申請します。なお、軽減措置の結果内容については理事会の決定に従います

【申 請 日】　　年　　月　　日

【会員番号】

【氏　　名】　　㊞

【所属機関】

【連 絡 先】
　［自宅住所］〒

　［電話番号］

　［E-mail］

【振 込 先】※既に年会費を納入済みで返金の対象となる方のみ記入してください
　［金融機関名］

　［本・支店名］

　［金融機関・支店コード］

　［種目］

　［口座番号］

　［口座名義人（カタカナ)］

年会費軽減措置申請書作成の注意事項

「年会費軽減措置申請書」の作成では、以下の点に注意して書類をご準備ください。

１．対象

激甚災害に指定された災害で被災した日本学校ソーシャルワーク学会会員のうち、年会費の軽減措置を希望する者。

２．軽減措置の内容

原則として、被災した年度の年会費の全額（7,000 円）または半額（3,500 円）を免除する。免除額の決定は理事会において行う。既に年会費を納入した会員については決定した免除額の返金を行う。

３．申請期間

原則として、激甚災害と指定された日から６カ月以内とする。

４．申請方法

申請期間内に必要書類を日本学校ソーシャルワーク学会事務局まで郵送してください。

５．必要書類

１）年会費軽減措置申請書

２）被災されたことを証明する書類（公的機関の発行する被災証明書、罹災証明書）の写し

次の３点が条件となります。

①証明書に被災の原因となった災害が明記されていること

②その被災が、激甚災害に指定されていること

③その被災の指定地域に会員本人または本人と生計を一にしている親族が在住していること

※被災証明書または罹災証明書に記載されている氏名や住所が学会登録情報と異なる場合は、その理由やその方との続柄を明記してください。

６．書類送付先

日本学校ソーシャルワーク学会　　事務局長　宮地　さつき

〒343-8511 埼玉県越谷市南荻島 3337

文教大学人間科学部人間科学科宮地さつき研究室気付

TEL 048-974-8811（代表）FAX 048-974-6511 準備室

E-mail:smiyachi@koshigaya.bunkyo.ac.jp